

CIOF パートナーズ規則

第1条（目的）

CIOF パートナーズ（以下、本会という）は、企業間オープン連携フレームワーク（CIOF）が、製造業の日々の業務で利用できる知財データの交換手段として一般社団法人インダストリアル・バリューチェーン・イニシアティブ（以下、IVI という）によって安定的に提供可能とするための体制を支援し、実運用の中で実装技術の検証を行うとともに、この分野におけるグローバルな標準化に寄与することを目的とする。

第2条（組織）

本会は、IVI の CIOF 事業を推進するタスクフォースとして位置付け、CIOF パートナーによって構成される。本会の代表は、IVI 理事長が兼務する。

第3条（構成員）

本会の構成員である CIOF パートナーは、本会の目的に賛同した企業または団体であり、IVI の CIOF 事業について、運営面および資金面の支援を行う。

第4条（活動内容）

本会は、以下の活動を行う。

- 1) CIOF 国際化に向けた標準化検討
- 2) CIOF 運用における実装技術の検証
- 3) CIOF サポートデスクの運営
- 4) CIOF 連携サーバ等のシステム保守
- 5) CIOF 関連システム不具合等の改修
- 6) CIOF 開発者向けツールキットの管理
- 7) CIOF 開発者向け問い合わせ対応
- 8) CIOF 普及促進のためのプロモーション
- 9) その他、上記に関連する活動

第5条（権利）

CIOF パートナーは、以下の権利を有する。

- 1) CIOF の活動内容および予算の策定プロセスに参加し意見を述べる。
- 2) CIOF の開発設計や機能改善の関する会議に参加し意見を述べる。
- 3) CIOF の技術情報について、IVI が保有する技術情報の開示を受ける。
- 4) CIOF の利用ライセンスを、評価用および開発用として利用できる。

- 5) CIOF のロゴマークを対応する製品やサービスにおいて利用できる。
- 6) CIOF の事業運営を担う事務局メンバーとして構成員を派遣できる。

第 6 条（運営費）

CIOF パートナーは、以下の表で定める CIOF サービス運営費を支払わなければならない。支払いは年単位とし、会計年度途中に参加した場合は、当該月の翌年前月末までを 1 年としてカウントする。CIOF パートナーは、その口数に 5 を乗じた数に相当する IVI の会員口数の年会費が免除となる。

費目名	費用	単位
CIOF サービス運営費	50 万円	口／年

第 7 条（入会および退会）

CIOF パートナーとなる企業または団体は、本会指定の入会申込書を IVI 事務局に提出し、6 条で定める運営費を支払う。本会を退会する場合は、退会日の 1 か月以上前に退会届を提出する。期間の途中退会の場合であっても年単位の運営費は返金しない。

第 8 条（秘密情報）

CIOF パートナーは、CIOF に関する技術情報およびサポート関連を、別途定める秘密保持規定にもとづき管理しなければならない。本会を退会した後も退会日から 3 年間はこの規定は有効とする。

第 9 条（会計）

本会は 4 月から翌年 3 月末までを会計年度とする。本会の会計は CIOF 事業として、IVI の事業会計の一部として行い、CIOF パートナーに報告する。会計監査は、IVI 監事が行う。

第 10 条（設置および解散）

本会の設置は IVI 理事会の決議を経て行う。また、本会の解散は、IVI 理事会の決議による。設置後の 3 年ごとに、第三者の意見を踏まえ IVI 理事会にて本会継続の承認を得なければならない。

付則：本会の設置は 2022 年 4 月 1 日とする。

以上